

令和元年度 第8回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

令和元年度第8回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和元年11月26日 14時00分	場 所	わくわくセンター (農村環境改善センター)
出席委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美 3 前田 榮子 5 山田 隆見 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員			
出席者 総 数	出席委員 8名 欠席委員 0名		
その他 出席者	書 記 寺西 修 書 記 奥原 芽衣 書 記 久保 彰浩		
議事録 署名委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美		
提出議題	<p>議事</p> <p>議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第39号 農地法第5条の規定による許可の取り消し申請について</p> <p>議案第40号 非農地証明の申請について 議案第41号 空き家付き農地指定登録申請について 議案第42号 農用地利用配分計画原案の意見聴取について</p> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック研修会について ・中四国ブロック女性農業委員研修会について ・農業委員会活動記録簿について ・江田島市農業委員・農地利用最適化推進委員の報酬について ・第3回農地等相談会について 		

令和元年度第8回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

寺西書記 定刻になりましたので、只今から令和元年度第8回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は8名中欠席者数0名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することをご報告いたします。

また、議事録作成のため、本会議を録音しますことをお知らせします。それでは、最初に会長がご挨拶申し上げます。

2 議事録署名者の指名について

議長 ご苦労様です。だいぶ寒くなってきましたが、体には気をつけてください。他には、特にありません。

それでは、日程第2の議事録署名者の指名でございますが、本日の議事録署名者につきましては1番の下河内委員と2番の中福委員を指名させていただきます。なお書記に、寺西書記、久保書記、奥原書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議長 それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局から何かありますか。

寺西書記 特にありません。

議長 それでは、日程第4の議案第36号農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

寺西書記 番号1。貸人、●●●●。住所、沖美町_____。借人、▲▲▲▲。住所、沖美町三吉_____。所在地、沖美町三吉_____。地番、〇〇番〇の一部。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、750㎡のうち741㎡。

申請理由は使用貸借で、借人は「自身の耕作地に隣接しており、利便性が高いので使用権を設定する」ということでした。

続きまして、番号2。譲渡人、持分2分の1 ■■■■。住所、大阪府寝屋川市_____。持分2分の1 ◆◆◆◆。住所、兵庫県神戸市_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、沖美町三吉〇〇番地〇。所在地、沖美町三吉_____。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、389㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「自身の耕作地に隣接しており、利便性が高いので、譲り受ける」ということでした。

ご審議をお願いいたします。

議長 この1番と2番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思い

ます。

寺西書記 失礼します。今回、担当農業委員である清水さんが事情があつて行けなかったため、後から現地確認をしていただいています。そのため、先に辻農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。まず使用権貸借の契約をおこなう農地については、整地されておりました、今から耕作ができるような状態になっていました。また譲渡の案件についても、すぐにでも耕作ができるような状態になっていましたので、今回は適正な申請だと考えており、問題ないと思われまます。よろしくお願ひいたします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いということですので、1番と2番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議がないという事でございますので、許可とします。以上で3条の審議を終わります、議案第37号の農地法4条の許可申請について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 番号1。申請人、●●●●。住所、江田島町_____。所在地、江田島町秋月_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、墓地。面積、11㎡。
申請理由は、「相続により当該地を取得したが、畑の中に設置した墓地については地目変更をしていると思い込んでいたが、無届であることが判明したため、適正な地目に変更するため顛末書を添えて申請する」ということでした。
ご審議をお願いします。

議長 この1番の案件については、先月、現地確認に行ってきました。申請内容に書かれている通りになりますので、特に問題ないと思います。

他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いということですので、この1番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。次をお願

いします。

寺西書記

続きまして、番号2。こちらも追認の案件です。

申請人、●●●●。住所、広島市_____。所在地、能美町中町_____。地番〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、墓地。面積、117㎡。

申請理由は、「相続により当該地を取得したが、数十年以上前から墓地として使用していたため墓地であると思い込んでいたが、無届であることが判明したため、適正な地目に変更するため顛末書を添えて申請する」ということでした。

ご審議をお願いします。

議長

この2番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員

能美の田中です。今、事務局が言われた通り、間違いございません。よろしくをお願いします。

議長

他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員

意見、質問無しの声あり。

議長

無いということですので、この2番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員

異議無しの声あり。

議長

全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。次、お願いします。

寺西書記

続きまして、番号3。申請人、●●●●。住所、岩手県盛岡市_____。所在地、沖美町三吉_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、139㎡。

申請理由は、「岩手県の勤務地を退職して、相続により取得した当該地に住宅を建築して居住するため申請する」ということでした。木造二階建て、延べ床面積、59.62㎡を建築予定です。

ご審議をお願いします。

議長

この3番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

清水委員

もう整地されていて、今日も見てみましたら、本人がそのように準備をされていたので、よろしくお願いいたします。

議長

他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いということですので、この3番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。
以上で4条の審議を終わりました、議案第38号の農地法5条の許可申請について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 番号1。譲渡人、●●●●。住所、兵庫県三田市_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、兵庫県神戸市_____。所在地、江田島町切串_____。地番、○
○番○。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,650㎡。
申請理由は譲渡で、譲受人は「太陽光発電設備設置のため、譲り受ける」ということでした。パネル360枚、発電量49.5kWの設備を設置予定です。
ご審議をお願いします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 農地の確認について、11月18日に、事務局の奥原さんと、農地利用最適化推進委員の島本さん、私とで3人で確認に行ってきました。この農地について、一度写真を見ていただけたらと思います。雑木林の様になっているんですが、こちらを整備してパネルを設置して太陽光発電を開始するということでありました。大変だろうと思いますが、こういった形で申請が出ておりますので、よろしく願いいたします。

奥原主事 すいません。事務局のほうから少し、補足をさせていただきます。今、山田農業委員さんから言っていただきましたように、現状として雑木林になっているということで、島本農地利用最適化推進委員はチェックシートの「現況がすでに農地以外になっていないか」と「転用が可能な土地になっているか」という欄にはいいえに丸をつけておられます。しかし、こういった状況も承知で譲受人の方がやられるということで聞き及んでいますので、ご報告させていただきます。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いということですので、この1番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。次、お願いいたします。

寺西書記 番号2。贈与人、●●●●。住所、大柿町_____。受贈人、▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、大柿町大原_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、956㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、50㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、20㎡。
申請理由は贈与で、受贈人は「参拝者用の駐車場用地及び通路として使用するため、受贈する」ということでした。
ご審議をお願いします。

議長 この2番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

中福委員 大柿町の中福です。先日、事務局の奥原さんと、寺西さんと、農地利用最適化推進委員の小松さんと3人で見に行っていました。お寺の参拝用の駐車場や通路としてすぐに使えるような状態で、書面上、間違いありません。よろしく願いいたします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いということですので、この2番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。次、お願いいたします。

寺西書記 番号3。譲渡人、●●●●。住所、大柿町柿浦_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、能美町高田_____。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに田。面積、1,279㎡。
申請理由は譲渡で、譲受人は「太陽光発電設備設置のため、譲り受ける」ということでした。パネル324枚、発電量49.50kWの設備を設置予定です。
ご審議をお願いします。

議長 この3番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。今、言われた通り、間違いございません。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いということですので、この3番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。次、お願いします。

寺西書記 番号4と番号5は関連した案件ですので続けて説明させていただきます。
番号4。譲渡人、●●●●。住所、大柿町_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、大柿町飛渡瀬_____。地番、〇〇番の一部。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、576㎡のうち541㎡。
申請理由は譲渡で、譲受人は「太陽光発電設備設置のため、譲り受ける」ということでした。パネル200枚、発電量49.50kWの設備を設置予定です。
続きまして番号5。譲渡人、●●●●。住所、大柿町_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、大柿町飛渡瀬_____。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、568㎡。
申請理由は譲渡で、譲受人は「太陽光発電設備設置のため、譲り受ける」ということでした。パネル176枚、発電量39.60kWの設備を設置予定です。
ご審議のほう、お願いいたします。

議長 これらの案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

村上委員 大柿町の村上です。事務局の言う通り、間違いありません。よろしく願いいたします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いということですので、4番と5番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。次、お願いします。

寺西書記 続きまして番号6。貸人、●●●●。住所、江田島町_____。借人、▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、江田島町幸ノ浦_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,112 m²。

申請理由は賃貸借で、貸人は「高齢により耕作が困難なため、貸し付ける」。借人は「太陽光発電設備設置のため、借り受ける」ということでした。パネル324枚、発電量49.50kWの設備を設置予定です。賃貸借期間は20年間ということです。

ご審議をお願いします。

議長 この6番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町の農業委員の山田です。今、事務局の言われた通りなのですが、現地の写真を見てもらえますか。この前現地確認に行った時は、見ての通り雑草が生えていたんですが、今はきれいにされて、パネルが設置できるような状況になっています。現地確認は、11月18日に、事務局の寺西さんと奥原さん、農地利用最適化推進委員の中田さんで行いました。今はきれいになっているので、大丈夫だと思います。材料も既に持ってこられている状態です。この申請について、許可をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いということですので、この6番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議がないという事ですので、許可とします。以上で5条の審議を終わりました。議案第39号の農地法5条の許可取り消し申請について、事務局から説明願います。

寺西書記 番号1。申請者、●●●●。住所、大柿町_____。所在地、沖美町美能_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに田。面積、1,372 m²。

申請理由は、太陽光発電設備設置のため、借り受ける予定であったが、工事を施工できる状況ではなくなったため、取り消し申請する」ということでした。パネル328枚、発電量49.5キロワットの予定でした。また、賃貸借期間は20年間で設備を設置予定でした。また、許可日については、本委員会の許可は平成30年12月26日付指令江農委第66号で許可していました案件でございます。

審議のほうをお願いいたします。

前田委員 沖美町三高の前田です。ただいまの事務局のご説明の通り、現地を確認いた

しました。よろしくお願いいたします。

寺西書記 事務局からちょっと補足をさせていただきますと、昨年度の許可に伴いまして、現地では太陽光の設備を設置している様子でしたけれども、最終的にまだ電気を繋いでいる状態ではないということが確認できましたので、今回の取り消しの申請を許可いただきました後、今回の取り下げを踏まえて、もう1度手続きの指導をしていくような形にさせていただきたいと思っております。設備の方はもうできておりますので、次の電気事業者が決まり次第、速やかに次の方に意志表示いただく形にしたいと思っております。ひとまず、昨年度許可をさせていただいた●●●●●が太陽光事業がやりきれないということでありましたので、取り消しという申請になっています。よろしくお願います。

山田委員 もう、太陽光パネルは設置までしているんですね。

田中委員 借りる人がいなかったらそのままになってしまうんですか。

寺西書記 土地の持ち主自体は太陽光の事業者にはならない、という話になっているんですけど、次の方の話がでておりますので、速やかに手続きしていただくようと考えております。一応、引継ぎができるような形で、もしかしたら来月申請させていただくような形になるかもしれませんので、その時はよろしくお願いいたします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いということですので、1番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。以上で5条の許可取り消し審議を終わりました、議案第40号の非農地証明の申請について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 番号1。申請人住所、広島市_____。氏名、●●●●。所在地、能美町中町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、山林。面積、882㎡。
申請理由は、「約30年前に当該土地の所有者の父が死亡したことで相続したが、農地として使用が困難であったため、耕作できず、現在は山林になっている」ということでした。地目変更のため申請するものです。10月29日に、大段会長、田中委員、前城推進委員、寺西で現地確認を行いました。
ご審議をお願いします。

議長 この案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。今事務局が言われた通り間違いございません。よろしくお願ひします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いということですので、この1番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議がないという事ですので、許可とします。
以上で非農地証明の申請についてを終わりました、議案第41号の空き家付き農地指定申請について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 番号1。申請人住所、神奈川県横浜市_____。氏名、●●●●。所在地、能美町中町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに田。面積、225㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに田。面積、140㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、539㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、58㎡。
申請理由は、「隣接する宅地及び家屋と一体として売却したいが下限面積の1,000㎡を下回るため空き家付き農地として申請する」ということでした。こちらの4筆の合計が、全部で962㎡となっております、我々の設定している1,000㎡を下回っております。2筆ほど宅地に隣接しております、そのよこにも大きな面積の筆があつて、962㎡となっております。
ご審議をお願いします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。隣の家と一緒に買われて、畑として一緒に末永く作っていただけると思っております。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いということですので、この1番の案件について登録することに異議ありませんか。

- 委員 異議無しの声あり。
- 議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、空き家に附属する農地として登録します。
以上で空き家付き農地指定申請についてを終わりました、議案第 42 号農用地利用配分計画原案の意見聴取についてを、事務局から説明願います。
- 寺西書記 農地中間管理機構から貸し付けるための配分計画に対して意見を聴取するものです。先月決定いただいた、農用地利用集積計画について、農地中間管理機構から貸し付けるものです。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、●●●●。住所、大柿町_____。
利用権の設定をする者の氏名及び住所。一般財団法人広島県森林整備 農業振興財団 理事長 上仲 孝昌。住所、広島市中区大手町四丁目 2 番 16 号。利用権を設定する土地。
大柿町深江字東川_____の一部。現況地目、畑。面積、1,812 の内 941 m²。
大柿町深江字東川_____の一部。現況地目、畑。面積、1,830 の内 923 m²。
大柿町深江字東川_____の一部。現況地目、畑。面積、1,748 の内 1,228 m²。
大柿町深江字東川_____の一部。現況地目、畑。面積、929 の内 783 m²。
大柿町深江字東川_____。現況地目、畑。面積、1,289 m²。
大柿町深江字東川_____。現況地目、畑。面積、681 m²。種類、賃借権。内容、畑。始期、公告日の翌日。終期、令和 20 年 12 月 31 日。借賃年額は、東川 3,198 番 6 の一部が年額 9,410 円、東川 3,198 番 7 の一部が年額 9,230 円、東川 3,198 番 8 の一部が年額 12,280 円、東川 3,198 番 9 の一部が年額 7,830 円、東川 3,200 番 12 が年額 12,890 円、東川 3,200 番 14 が年額 6,810 円です。支払方法は、毎年 11 月末までに、利用権を受ける者の指定する口座から口座引き落としです。
以上で説明を終わります。
- 議長 この案件について、皆さんの意見を伺いたいと思います。なにか、ありますか。なにか、ございませんか。
- 委員 意見、質問無しの声あり。
- 議長 無いようでしたら、この計画について、意見無しで回答してよろしいでしょうか。
- 委員 異議無しの声あり。
- 議長 全員異議が無いと言う事ですので、意見無しで回答します。

5 協 議 事 項

- 議長 以上で農用地利用配分計画原案の意見聴取についてを終わりました、日程第

5の協議事項に入ります。事務局から何かありますか。

寺西書記

- ・ 農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック研修会について
- ・ 中四国ブロック女性農業委員研修会について
- ・ 農業委員会活動記録簿について
- ・ 江田島市農業委員・農地利用最適化推進委員の報酬について
- ・ 第3回農地等相談会について

6 その他

議長

他に何かございますか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了します。